

令和4年度

事業計画

社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会

## 1. 事業方針

逗子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間が令和4年度で終了します。本年度は次期計画策定に向かう重要な準備期間であり、逗子市等と緊密な連携を取りながら、その策定を目指します。

また、新型コロナウイルス感染症による罹患や、相次ぐ緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出等により、生活困窮に陥った世帯支援を継続的に進めています。今後は相談支援包括化推進員<sup>※(1)</sup>を中心とした多機関の協働による包括的支援体制整備構築事業や生活困窮者自立相談支援事業を基軸に、逗子市が進める重層的支援体制整備事業の更なる推進を目指してまいります。加えて「新しい生活様式」への対応を踏まえ、ウェブ会議ツールやグループウェア等の活用による事業推進等、事業体制・組織体制の強化を図ります。

## 2. 重点取組事項

### 企画総務係

#### ・コンプライアンスを意識した法人運営の徹底

社会福祉法及び社会福祉法人会計基準等の関係法令と現行の運用状況を照らし合わせ、法令等に沿った法人運営を徹底します。

#### ・労務管理規程等の整備による法人運営体制の強化

関係法令の変更に伴い、必要な規程を整備します。社会保険労務士等の専門家よりアドバイスを受け、順次必要な改定を行います。また、ハラスメント規程の制定及び職場内相談窓口の設置、安全衛生管理委員会の設置について取り組みます。

### 地域福祉推進係

#### ・小地域活動支援方針の検討

重層的支援体制整備も意識した参加支援・地域づくりを進めます。多世代が参加できるイベント等の企画や小地域を単位とした研修等を進め、小地域活動支援方針を検討します。

### 地域生活支援係

#### ・総合相談の強化・整備

改めて総合相談の本質を見つめ直し、8050問題やヤングケアラー<sup>※(2)</sup>等、複雑化・多様化した生活課題と向き合える専門性の強化と体制を整備します。

### 在宅支援係

- ・ **個々の生活を支える基盤の強化を図る**

フレンドリーヘルパー、あゆむサービスについて、住民主体活動の特性を生かした支援の在り方や派遣体制等を随時見直し、コロナ禍においても安心して住民主体の支援活動が継続できる体制を構築していきます。

- ・ **地域の介護力向上を図る**

介護に関する入門的研修、介護職員初任者研修を開催し、身近な地域で段階的に介護について学べる環境を整えます。

### さくら貝サービス事業所

- ・ **事業継続計画の検討・策定**

大規模災害や感染症拡大等による有事においても支援が継続できるよう、事業継続計画の策定に向けて検討します。

- ・ **スーパービジョン※<sup>(3)</sup>の強化**

個別支援におけるスーパービジョンを継続的に実施し、相談援助技術・介護技術の向上を図ります。

- ・ **事業所内の職員体制整備の推進**

職業倫理を改めて問い直し、適切なサービス提供ができるよう人員体制を含めて支援体制を強化します。

- ・ **ヒューマンエラー0を目指す**

サービス提供における苦情や事故について、再発防止検討を徹底し、それによる効果を事業所内全体で評価します。

- ・ **地域ケアへの視点強化**

社会福祉協議会が運営をする事業所であることを意識し、高齢化率の高い地域の特性を踏まえた在宅ケアの提供や、地域住民への介護予防的ケアの提供・伝達を行うことで安心して高齢期を送れる地域づくりを各セクションと協働して目指します。

### 地域包括支援センター

- ・ **重層的支援体制整備における相談支援包括化推進員の機能の充実を図る**

法人内の関係部署とカンファレンスを実施し、一体的に支援に取り組みます。また、必要に応じて法人内の関係部署よりスーパービジョンを受けます。

- ・ **事業継続計画の検討・策定**

大規模災害や感染症拡大等による有事においても支援が継続できるよう、事業継続計画の策定に向けて検討します。

## 実 施 計 画

逗子市福祉プランの理念「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」の具体化を目指す地域福祉計画（2015～2022年度）に基づき、令和4年度においては、次のとおり事業に取り組みます。

### 法人運営部門 企画総務係

#### 1 法人運営事業【75,959千円】

(1) 評議員会、理事会、監事会、苦情解決第三者委員会、部会、評議員選任・解任委員会

① 評議員会

議決機関として機能するとともに、本会の課題を共有し、法人運営、地域福祉推進事業への取り組みを行います。

② 理事会

法人運営・経営、事業推進の方針に基づく円滑な執行をするとともに、担当理事制による部門ごとの課題の整理と目標を見極めながら、逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画及び本会強化計画の推進を図ります。

③ 監事会

法人の財務状況、事業の運営状況を監査するとともに、会計専門家による監査機能の充実を図ります。

④ 苦情解決第三者委員会

本会の事業に対し、寄せられた苦情等に対応するため、第三者委員会において、適切な対応を行います。

⑤ 部会

担当理事で構成する部会を開催し、事務局とともに諸課題の解決策を検討します。

ア 法人運営部会

法人運営及び財政課題等の課題解決を図ります。

イ 地域福祉活動計画部会

逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画の遂行と各地区の地域福祉活動の充実を図ります。

⑥ 評議員選任・解任委員会

評議員の選出について審議・決議します。

## (2) 研修

### ① 役員等研修

理事・監事・評議員の機能強化を図るため、福祉の動向を的確に捉え、事業運営に反映させるための研修会等を実施します。

### ② 職員研修

職員のスキルアップと専門性向上のため、県社協等が開催する各種研修への参加促進を図るとともに、研修内容のフィードバックを積極的に行い、日常業務に反映させます。

## (3) 社協会員制度

### ① 会員制度の推進

自治会町内会や逗子市民生委員児童委員協議会及び協力員とともに募集活動を実施します。団体賛助会員については、寄付金控除なども含めて周知を図ります。

ア 個人会員	一口	500 円
イ 団体会員	一口	5,000 円
ウ 団体賛助会員	一口	5,000 円

## 2 企画広報事業【245 千円】

### (1) 企画

#### ① 第五次強化計画の進行管理

逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画推進に向けての基盤整備を目的とした第五次強化計画の進行管理を引き続き行います。

#### ② 福祉功労者の表彰

地域福祉の推進に功労顕著な市民や福祉団体及び施設職員等に対し、表彰及び感謝の顕彰を行います。

#### ③ 業務のスリム化

環境面、コスト面等に配慮するとともに、新たなグループウェア等の利用による業務全般の効率化を図ります。

### (2) 広報

#### ① ガイドブックの作成

各種事業等を掲載した「ガイドブック」を作成し、市民の理解を深めます。

#### ② 広報紙の発行

広報紙「さくら貝」を隔月発行し、本会活動内容を周知します。

#### ③ ホームページ等の運用

ホームページ等のインターネット情報媒体を活用し、本会の活動内容をより効果的に情報提供します。

#### ④ 事業広報による本会への理解促進

事業の周知活動を通じて本会の活動への理解促進、協力者の増加を目指します。

## **地域福祉活動推進部門** 地域福祉推進係

### 1 地域福祉推進事業・ボランティアセンター事業【31,430千円】

#### (1) 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画の推進

逗子市地域福祉計画を含む福祉分野の個別計画の基幹計画として、推進している「逗子市福祉プラン」の理念に基づき、「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」の実現を目指します。

- ① 地域における支え合いのネットワークづくり
- ② 小学校区等、エリアごとの地域福祉活動体制づくり  
(住民自治協議会の動向を見ながらの連携体制づくり)
- ③ 地域の福祉力の向上
- ④ 専門機関との連携により支援へつながる仕組みづくり

#### (2) 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画の策定

逗子市と本会で一体的に策定している「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の終了年度となるため、逗子市と協働し次期計画を策定します。

#### (3) ボランティア活動の推進

地域安心生活サポート事業<sup>※(4)</sup>、災害対応事業（逗子市からの一部受託事業）、介護予防普及啓発・地域活動支援事業（逗子市からの受託事業）、生活支援・介護予防サービス体制整備事業（逗子市からの受託事業）、地域福祉推進事業（逗子市からの一部受託事業）

市関係セクション、ボランティア関係団体などとの連携を通して、ボランティア活動事業を充実させ、相談支援・コーディネート・啓発活動・情報収集・連絡調整を行います。また、地域安心生活サポート事業を推進し、小地域で主体的に進められるよう、地域特性に応じた仕組みづくりを拡充します。

- ① 支援が必要な方々を対象に見守り活動を行います。市防災安全課及び逗子市避難行動要支援者避難支援計画の要支援者も活用します。
- ② 電球の付け替え・物の移動など日常生活の支援等簡単なニーズ支援活動を行います。
- ③ 地域包括支援センターの日常生活圏域や小学校区域及び民生委員児童委員協議会区域など、区域ごとのニーズに対して、小地域福祉の仕組みづくりと支援活動を行います。また、集会への参加等で困りごとをタイムリーに解決するよう支援を行います。
- ④ 地域における通いの場（サロン）の推進や育成支援を行います。  
ア 体操指導や音楽指導等の予防講座への講師派遣  
イ 運営方法について総合的なコーディネート

ウ サロン情報冊子の発行

エ 交流会の開催

⑤ ボランティアの育成支援

登録ボランティアの育成及び活動支援に努めます。

(4) 地域ごとの住民福祉活動の仕組みづくり及び支援

地域安心生活サポート事業、生活支援・介護予防サービス体制整備事業（逗子市からの受託事業）、地域福祉推進事業（逗子市からの一部受託事業）

生活支援コーディネーターが、地域資源の把握・開発、ネットワーク構築、各種担い手の養成・発掘、ニーズ対応活動を通じて、多様な地域資源を活用しながら、生活支援・介護予防に係るサービスの体制整備を図ります。

① 担い手育成

ア 養成講座、研修会、ボランティア等各種講座の開催

イ オンライン活用の促進や住民への支援

② 地域における支え合いの仕組みの推進

ア 多世代を意識した新たな取り組み

イ お互いさまポイント制度（モデル地区事業）

③ 社会資源の把握（データ管理、情報収集、更新）

④ 総合事業の多様なサービスの検討会の開催

(5) 福祉教育推進事業

① 福祉教育の実施

小中学校等と連携し、大人を含め、福祉教育及び活動・実践の機会等を充実させることにより、福祉への関心を高め、地域福祉活動の担い手育成へつなげます。

② 中高生のボランティア体験プログラム

「サマースクール」の実施及び小中学校における「福祉学習」の協力・調整を行います。

③ 福祉教育チームの運営

「福祉教育セミナー」の開催及び地域・学校に対する福祉教育アプローチを検討する。また、小中学校における福祉の授業実践や、地域活動者に向けた福祉の啓発について、プロジェクトを組織して実施します。

(6) 災害対応事業（逗子市からの一部受託事業）

災害に関する講座・訓練等の開催や各地域における防災の取り組みの協力・支援を行います。

(7) ボランティア村の開催

例年開催される逗子市民まつりの会場の一角に、逗子市ボランティア連絡協議会と連携して開催します。

① 社協活動・ボランティア連絡協議会・フードドライブの周知

② 共同募金への理解と協力

## (8) 障がい福祉事業

### ① 手話奉仕員養成講習会の開催

聴覚障がい者福祉への理解を広げることを目的として、初めて手話を学ぶ方を対象に入門課程の講習会を逗葉手話講習会講師団の協力を得て、葉山町社会福祉協議会と共催で開催します。

## (9) 児童福祉・子育て支援事業

### ① 体験学習施設親子スペース等に係る事業（逗子市からの受託事業）

体験学習施設の一部運営を行います。

#### ア 親子遊びの場運営事業

##### ・プレイルーム小の運営

親の活動拠点オープンスペース、子育てサークル活動等へのスペース貸出（占有利用）を行います。

##### ・プレイルーム大の運営

未就園児の親子連れが自由に訪れ、遊べる場「ほっとスペース」を運営します。

##### ・市民協働型事業の運営

「プレイリヤカー」、「陽だまりサークル」、「おもちゃ病院」等を開催し、市民交流や市民協働型の事業を展開します。

#### イ カフェ事業

通常のカフェとしての運営のほか、様々な市民活動や市民交流を促す場としての企画「スマイルキッチン」、「ちょこっとライブ」、「ちょこっとマルシェ」等を開催します。

#### ウ 情報事業

逗子市での子育てが楽しく充実し、意欲的に取り組めることや、孤立せずに子育てできること、また、市外の子育て世代に逗子市の子育てをPRすることを目的として、逗子市子育てポータルサイトの地域情報や、子育て総合情報・応援紙「陽だまり」などの媒体を作成します。

#### エ 子育てネットワーク会議

子育てグループ、子育て世代間などの交流や情報交換などを通して、逗子市の子育てポータルサイトや子育て環境の改善、充実につなげます。

### ② イベント保育サポーター派遣事業（一部逗子市からの受託事業）

市内で開催される講演会・会議・催し物等の場において、乳幼児の一時保育（託児）を行い、子育て中の方に対する子育て支援及び社会参加を推進します。

## (10) 助成

福祉関係団体やボランティア団体に対して、助成金交付審査会の審査を経た上で助成金を交付します。また、会長の認める範囲で障がい者団体のイベント活動支援助成、ボランティア連絡協議会等への活動支援助成を行います。



① 各種福祉関係団体活動支援

② ボランティア団体活動支援

(11)ひとり暮らし高齢者訪問事業(逗子市からの受託事業)

おおむね65歳以上の単身高齢者世帯を訪問し、心身の状態並びにその生活状況及び家族状況の実態を把握するとともに、生活上、介護上の相談及び助言等を行います。

## **自立支援事業部門** 地域生活支援係・在宅支援係・さくら貝サービス事業所・地域包括支援センター

### **1 日常生活自立支援事業** (神奈川県社協からの受託事業) **【7,243千円】**

(1) 逗子あんしんセンター

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が低下してきている方を対象に、地域の中で安心した生活ができるよう支援することを目的として、次のサービスを実施します。

① 福祉サービス利用援助

② 日常金銭管理サービス

③ 書類等預かりサービス

④ 権利擁護相談

⑤ 弁護士による法律相談

### **2 成年後見事業**

(1) 法人後見事業

判断能力の不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の権利擁護を図るため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等、身上監護を中心とした日常生活支援を成年後見人等として実施します。また、成年後見制度の普及や円滑な推進のため相談支援の強化、弁護士・司法書士など専門職とのネットワークを運営します。

① 法定後見業務

② 成年後見事業に関連する業務

ア 成年後見制度に関する相談や申立支援

イ 専門職との連携ネットワークの構築

ウ 成年後見制度の普及啓発

### **3 生活困窮者自立相談支援事業** (逗子市からの受託事業) **【15,047千円】**

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施します。地域における自立・就労支援等の専門機関

と連携し、生活困窮者の自立を促進することを目的とした自立相談支援を展開します。また、住居確保給付金に関する相談対応を実施します。

#### 4 家計改善支援事業（逗子市からの受託事業）【2,086千円】

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じます。家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行い、早期に生活が再生されることを自立相談支援事業と連携し展開します。

#### 5 フードドライブ事業【840千円】

生活困窮者等の食料支援について市民・団体等と協働し、検討を進めるとともに、具体的な支援を状況に応じて実施します。生活相談を通して必要な方への支援、また、学校の長期休暇に合わせ、食べものに困っている家庭に対し、子ども食堂、民生委員児童委員協議会等と連携し、食料支援を実施します。事業周知を図りながら、市民の理解を促進し、食料廃棄問題としての取組みも推進します。

#### 6 生活支援事業【3,018千円】

##### (1) 資金貸付事業

##### ① 生活福祉資金貸付（神奈川県社協からの受託事業）

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と民生委員児童委員との連携による相談援助により、経済的な自立や生活意欲の助長、社会参加の促進を図り、安定した生活をするよう支援します。

また、総合支援資金について、ハローワーク、逗子市との連携により、相談援助、資金の貸付を行います。

##### ② たすけあい資金貸付

緊急時及び止むを得ない事情で、貸付を必要とする市民を対象に、一時的な生活費等の貸付を行い、民生委員児童委員や市生活保護担当ケースワーカーとの連携により自立を支援します。

##### (2) 生活援護事業

##### ① 災害援護

火災・風水害等の罹災世帯に対し、見舞金を支給します。

##### ② 交通遺児援護

交通遺児世帯に小中学校入学等に際し、祝い金を支給します。

#### 7 在宅支援事業【6,955千円】

##### (1) フレンドリーヘルパー派遣事業

市内在住の高齢者や乳幼児を子育て中の家庭で、一時的又は継続的に家事支援等を必要とする方を対象に、本会会員の互助事業として、日常の家事援助サービス

等を実施します。また、現在活動しているヘルパーの研修を行うとともに、新規ヘルパーの養成や育成・確保に努めます。

(2) あゆむサービス事業

一時的又は継続的に家事援助等を必要とする65歳以上の要支援・事業対象者の方に対し、家事援助等のサービスを提供する事業です。また、介護予防・日常生活支援総合事業における「住民主体による訪問型サービス事業」のサービス提供団体として逗子市と協議しながら住民ニーズに即したサービス提供の実施に努めます。

(3) 家族介護者支援事業（逗子市からの受託事業）

在宅で家族を介護している方を対象に、家族介護者教室の開催により、介護に必要な知識・技術の習得及び相互交流を行います。

(4) お元気確認サービス事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等を対象に、平日の朝に電話等で安否確認を行い、家族等の指定先に連絡します。

## 8 介護人材育成事業【6,955千円】

(1) 介護に関する入門的研修（神奈川県社協からの受託事業）

地域で活躍する専門職や本会の職員等が講師となり、介護に関する入門的研修を開催し、介護現場で働く人材育成の第一歩となる機会を提供します。

(2) 介護職員初任者研修

地域で活躍する専門職や本会の職員等が講師となり、地域の介護保険事業所の実習協力を得て、介護職員初任者研修を開催し、地域の介護人材の育成と確保を図ります。

## 9 さくら貝サービス事業所【96,070千円】

(1) 居宅介護支援事業（介護保険事業）

要介護認定者が可能な限り居宅において、個々の能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的として、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるようにマネジメントを行います。

逗子市、葉山町合同のケアマネジメント適正化推進事業へ積極的に参加し、サービスの質の向上に努めます。

(2) 居宅訪問介護サービス事業（介護保険事業）

要介護認定者の入浴、排泄、食事の介助をはじめ、その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とし、可能な限り居宅において個々の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービス計画に従い、身体介護及び生活援助サービスを行います。

介護予防・日常生活支援総合事業へ取り組み、地域の高齢者の自助力の向上や介護予防へのサービスを行います。

また、日々培ってきた介護技術や視点を地域に還元するため、必要に応じて介護教室の開催や研修等への協力を積極的に実施していきます。

### (3) 障害者総合支援事業

#### ① 障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づく居宅介護事業及び重度訪問介護事業に伴う身体介護、家事援助及び通院介助サービスを実施します。

#### ② 移動支援サービス

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の登録事業所として屋外での移動に困難がある障がい者について、地域での自立生活及び社会参加が円滑にできるよう外出時における移動介助サービスを適切に行います。

## 10 地域包括支援センター（逗子市からの受託事業）【35,256千円】

逗子市の運営方針に沿い、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、地域共生社会の推進を目指し、各関係機関及び本会各係と連携し、事業展開を図ります。

### (1) 総合相談・支援業務

高齢者が住み慣れた地域において安心して生活が続けられるよう、相談支援機関として、市や関係機関等と連携を密にし、様々な相談について総合的に対応できる体制を構築します。また、地域の独居高齢者等の心身状況や家庭環境等についての実態把握を訪問、電話等により行い、地域で課題を抱えた高齢者を早期に把握し、支援につなげます。

### (2) 権利擁護業務

権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者に対し、逗子市、本会地域生活支援係、逗子市民生委員児童委員協議会等と連携を図りながら権利侵害の予防及び対応、継続的な支援を行います。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

介護支援専門員に対する個別支援を行うとともに、ケアマネサロンの開催、地域ケア個別会議の開催、地域関係団体等との連携を通じ、ケアマネジメント支援を実施します。

### (4) 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者の自立支援を目的とし、自らの選択に基づき介護予防に向け、要支援者の状況にあった適切なサービスが包括的、効果的に提供されるようマネジメントを行います。

### (5) 認知症に関する取り組み

#### ① 関係機関との連携

関係機関と連携し、認知症の方の支援を行います。

#### ② 認知症サポーターの養成

地域住民が認知症の正しい知識や接し方を理解し、できる範囲で認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーター」の養成を行います。

③ おれんじカフェの運営

家族介護者支援や認知症の方の自己発信ができる居場所づくりのために「おれんじカフェ」（認知症カフェ）を家族会と協働して開催します。

④ 居場所づくり

認知症の高齢者が活躍できる場、多世代交流の居場所づくりについて取り組みます。

⑤ 家族会

認知症高齢者を抱える家族のピアカウンセリングとしての家族会への後方支援を継続的に行います。

(6) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議を実施するとともに、多職種と連携しながら、地域の課題を事業につなげ、地域包括ケアシステム構築を目指します。

(7) 生活支援コーディネーター（第2層）業務

地域の様々な課題を抱える高齢者に対して、生活支援コーディネーター（第1層）や多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。

(8) 多機関協働事業・参加支援事業

相談支援包括化推進員が、単独では解決が難しい複雑化・複合化した事例の調整役となり、他関係機関との連携の円滑化を進めます。

## **その他** 企画総務係・地域福祉推進係

### 1 逗子市福祉会館管理運営事業（逗子市からの受託事業）【7,277千円】

福祉会館の指定管理者としての運営管理を適切に行います。

### 2 基金等運営事業

(1) あゆむ銀行の運営

本会に寄付のあった金品を、寄付者の主旨に沿い適正な配分等を行います。また、関係機関と協力し、ペットボトルキャップ回収活動によるリサイクル活動を実施します。

(2) 福祉基金の運営

福祉基金の適正・効果的な運用を図るとともに、基金果実を地域福祉事業の財源として活用します。

### 3 車いす・イベント機器の貸出し

在宅生活支援のための車いす、地域福祉活動推進のためのイベント機器（テント・机・イス・綿菓子機・ポップコーン機、印刷機等）を貸し出します。

#### 4 社会福祉実習生の受け入れ

福祉人材の育成を目的に、近隣大学等からの依頼により、実習生を受け入れます。

#### 5 駐車場管理運営事業【4,898千円】

自主財源の確保や財政基盤を強化するために、小坪海浜地駐車場での月極駐車場の管理運営を行います。

#### 6 その他

神奈川県共同募金会逗子市支会の事務局を担います。

### 用語説明

- ※(1) 相談支援包括化推進員：逗子市からの受託事業における「多機関の協働による包括的支援体制整備構築事業」により地域包括支援センターに配置される専門相談員。全世代・全世帯の課題解決を目指します。
- ※(2) ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。
- ※(3) スーパービジョン：相談支援のマネジメント等において、対応するスタッフの能力向上と支援の方向の妥当性・有用性等を確認していくプロセス。教育的・支持的・管理的スーパービジョンの3つの機能を有します。
- ※(4) 地域安心生活サポート事業：平成21年度から26年度の期間、国庫補助事業「地域安心生活サポート事業」を逗子市から受託し実施してきました。平成27年度からは、逗子市社会福祉協議会の事業として実施しています。

この事業を通じて市内各所で「見守り活動」や「サロン」を行う地域ができました。「地域安心生活サポート事業」は、地域でのつながりづくり「お互いさま」活動を全市的に広げていく事業です。